

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、メルボルン大都市圏を除くビクトリア州全域を感染多発地域（ホットスポット）から除外し、同州からの入州者に対する隔離等規制措置を一部緩和することを発表（6月11日（金）午前1時より施行）

2021年6月10日
在ブリスベン総領事館

●6月9日（水）、クイーンズランド（QLD）州政府は、メルボルン大都市圏を除くビクトリア（VIC）州全域を、11日（金）午前1時より感染多発地域（ホットスポット）から除外し（ただし、メルボルン大都市圏は引き続きホットスポットに指定）、VIC州からのQLD入州者に対する隔離等規制措置を一部緩和する旨を発表しました。

1 6月11日（金）午前1時以降の措置

- ・過去14日の間にメルボルン大都市圏に滞在した、或いはホットスポットに指定された日時以降に滞在した（いずれか短い方）すべての者は、必要不可欠な目的により認められる場合を除き、入州が認められない。
- ・過去14日の間にVIC州に滞在したすべての者は、入州に際しQLD入州許可証（Queensland Border Declaration Pass）をその3営業日前までに申請し、取得しなければならない。
- ・メルボルン大都市圏に滞在し、5月27日（木）午前1時以降同28日（金）午前0時59分までに入州した者は、6月11日（金）午前1時以降、自宅隔離する必要はない。

2 6月11日（金）午前1時までは、以下の現行規制が適用される（過去14日の間にVIC州に滞在した場合）

- ・5月28日（金）午前1時以降、VIC州全土がホットスポットに指定されたことを受け、過去14日の間にホットスポットに滞在した、或いはホットスポットに指定された日時以降に滞在した（いずれか短い方）場合は、QLD州民または必要不可欠な目的により認められた者を除き、入州が認められない。（ホットスポットに滞在した者に対する規制については、州境規制指令（Border Restrictions Direction）に概要が説明されている。）
- ・QLD州に滞在しており、過去14日の間にVIC州に滞在した場合
 - （1）5月27日（木）午前1時以降同28日（金）午前0時59分までに入州し、かつ、過去14日の間にメルボルン大都市圏に滞在した場合は、以下の対応を行わなければならない。
 - ア 自宅隔離措置を継続する。
 - イ COVID-19の症状がある場合は、感染検査を受ける。
 - ウ 入州後14日間は、州外感染確認場所（interstate exposure venues）を確認する。
 - （2）5月27日（木）午前1時より前に入州し、かつ、過去14日の間にメルボルン大都市圏に滞在した場合は、自宅隔離措置に従う必要はないが、以下の対応を求める。

- ア COVID-19 の症状がある場合は、感染検査を受ける。
 - イ 入州後 14 日間は、州外感染確認場所を確認する。
- (3) QLD 州に滞在しており、過去 14 日の間にメルボルン大都市圏を除く VIC 州に滞在した場合は、自宅隔離する必要はないが、以下の対応を求める。
- ア COVID-19 の症状がある場合は、感染検査を受ける。
 - イ マスクを着用する等の VIC 州政府の要請に従う。
 - ウ 入州後 14 日間は、州外感染確認場所を確認する。

3 過去 14 日の間に州外感染確認場所に滞在している場合

- (1) 州外感染確認場所に滞在してから 14 日間、自宅または指定宿泊施設にて隔離しなければならない。
- (2) オンライン上で州外感染確認場所に係る感染接触情報 (contact tracing form) を提出し、右が行えない場合には 134COVID (134-268) に電話する。
- (3) (外出の際にはマスクを着用し) 可能な限り早急に感染検査を受け、自宅または指定宿泊施設に戻る。仮に陰性が判明した場合でも、州外感染確認場所・日時に滞在後 14 日間は隔離をしなければならない。

本件発表の詳細等については、以下の関連ホームページ等 (全て英文のみ) をご覧下さい。

○本件、COVID-19 最新情報に関する QLD 州政府ホームページ

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

○VIC 州の感染多発地域 (ホットスポット)

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

○QLD 州への入州許可証 (Queensland Border Declaration Pass)

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

○州境規制指令

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html